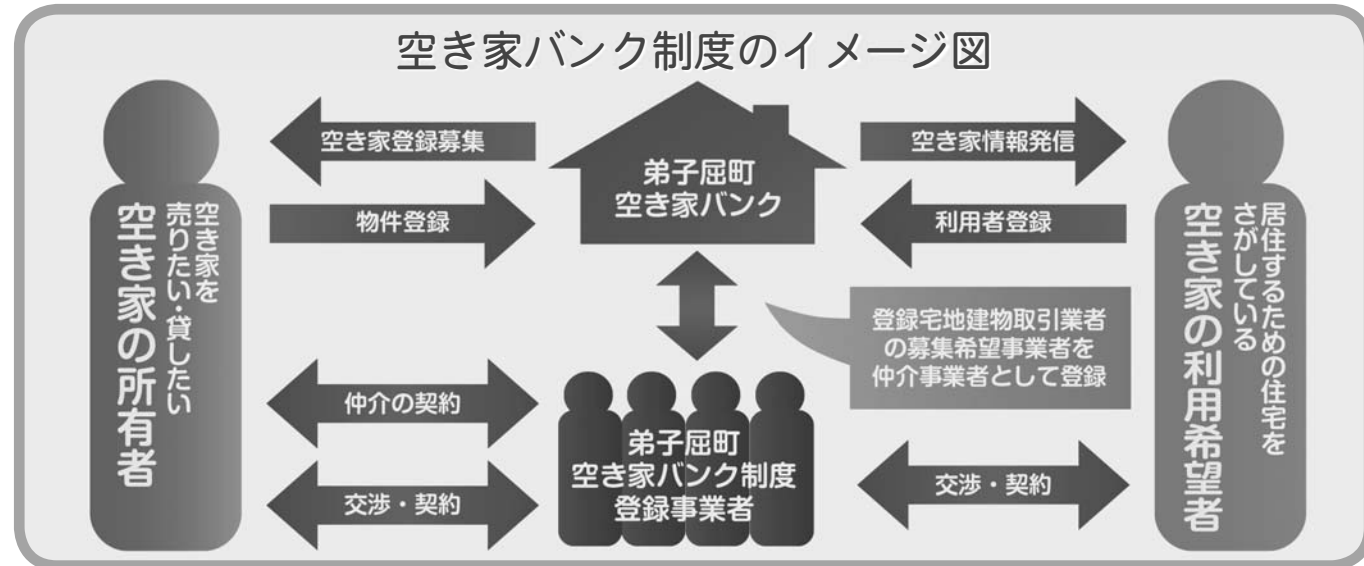


# 空き家の有効利用や弟子屈町への移住を検討されている方へ 「空き家バンク制度」の活用を！

町空き家バンクでは、町内の空き家情報をお寄せいただいて蓄積し、町公式ウェブサイトなどで公開しています。空き家を売りたい、貸したい、あるいは空き家を利用したいという方は、ぜひ空き家バンクへご登録ください。空き家バンク登録物件の改修・修繕に対する補助制度もあります。ぜひ、ご活用ください。



## ▶ 空き家を提供していただける方(貸し手・売り手)

### ① 賃貸・売却物件の登録

空き家バンクに登録を希望する空き家の所有者の方は、町空き家バンク台帳登録申込書兼誓約書を役場まちづくり政策課にご提出ください。

※仲介には、所有者の方などと町に登録している登録事業者との間で、不動産の仲介に関する契約の締結が必要です。

### ② 空き家情報の提供

登録後、町公式ウェブサイトにて情報提供を行います。

### ③ 物件の交渉

空き家利用希望の申し込みがあった場合、所有者の方に通知し、登録事業者の仲介により交渉となります。

## ▶ 空き家情報の提供を希望する方(借り手・買い手)

### ① 町公式ウェブサイトなどの空き家情報を確認

### ② 空き家バンクへの登録

空き家バンクの利用を希望される方は、町空き家バンク利用希望登録申請書を役場まちづくり政策課にご提出ください。町は定期的に空き家の情報などを提供します。

### ③ 物件の交渉

空き家利用希望の申し込みがあった場合、所有者の方に通知し、登録事業者の仲介により交渉となります。

## ▶ 補助制度

### ① 購入物件改修費補助

空き家バンクに登録された物件を購入し、改修や修繕を行った方への補助金。

### ② 賃貸物件改修費補助

賃貸を目的として空き家バンクに登録した物件の改修や修繕を行った方への補助金。

### ③ 家財道具などの処分に対する補助

空き家バンクに登録された物件の購入者や所有者が、家財道具などの処分や運搬を行った際の補助金。

## ▶ 空き家バンク制度事業者登録制度

空き家バンクを利用される方の仲介には、町空き家バンク制度事業者登録が必要です。町内の事業者の方で、宅地建物取引業法(昭和27年法律第176号)第2条第3号に規定する宅地建物取引業者であることが条件です。登録を希望される場合は、町空き家バンク事業者登録申請書兼誓約書を役場まちづくり政策課にご提出ください。

問い合わせ先/役場まちづくり政策課広報統計係 ☎ 4 8 2 - 2 9 1 3 (課直通)

# 児童手当を受給している方

## 6月分以降の児童手当を受けるには現況届が必要です

現況届は、毎年6月1日の状況を把握し、6月分以降の児童手当を引き続き受ける要件(児童の監護や保護、生計同一関係など)を満たしているかどうかを確認するための重要なものです。

現況届の提出がない場合には6月分以降、手当が受けられなくなりますので、ご注意ください。

現況届の用紙は6月1日に発送しますので、お手元に届きましたら印鑑と保険証をご持参の上、期日までに提出してください。

▶ 提出場所/役場健康こども課こども支援係・川湯支所(受付時間/土・日曜日、祝日を除く 8時45分～17時30分)

▶ 提出期限/6月29日(金)

# 子育て支援・助成制度を紹介

町では、皆さんが安心して子育てができる取り組みを実施しています。子育てがしやすい弟子屈の子育て支援の取り組みを紹介します。

また、町公式ウェブサイトでは、お母さんの妊娠・出産期別、お子さんの年齢別に『対象となる助成・手当・健診などについて』、『就園・就学など』、『町内の各種子育てサポート施設について』が掲載されていますので、ぜひご覧ください。 <http://www.town.teshikaga.hokkaido.jp/01news/2017-09-25.html>



## 150,000円分の商品券を贈呈！ 赤ちゃんすくすく応援事業

町内にお住まいの1歳未満のお子さん1人につき150,000円分の商品券を交付しています。町内の登録店で、子育て用品を購入することができます。



## 保育料を半額補助！働く皆さんを応援します！ 保育料助成制度

町内の保育園や幼稚園に通園しているお子さんの保育料の半額を助成しています。4月～9月分を前期分、10月～翌年3月分を後期分として、1年に2回助成します。



## カードを提示するだけ！素敵な特典がいっぱい！ どさんこ・子育て特典制度

お店などでカードを提示するだけで値引きや無料サービスが受けられます。北海道と共同で実施。妊娠中の方、小学生までのお子さんがある世帯に無料で交付されます。



## お子さんの医療費の自己負担分を商品券で還元！ 医療費助成事業(フレカ)

高校生以下のおさんが対象。2年以内の領収書であれば商品券で還元します。1円につき1ポイント付与で500ポイントごとに500円相当の商品券を発行。町内登録加盟店で利用できます。



問い合わせ先/役場健康こども課こども支援係 ☎ 4 8 2 - 2 9 3 5 (課直通)